

鳥取県告示第436号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年9月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東伯けんこう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
横山 明子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡琴浦町大字徳万352-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
理事長の月額報酬上限額の新設
総会及び理事会の権能の変更